

大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告について

令和 6 年 6 月 1 9 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、大阪シーリング印刷株式会社（以下「大阪シーリング印刷」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 4 号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法 人 番 号	2 1 2 0 0 0 1 0 2 5 9 3 2
名 称	大阪シーリング印刷株式会社
本店所在地	大阪市天王寺区小橋町 1 番 8 号
代 表 者	代表取締役 松口 正
事業の概要	ラベル等の印刷物の製造販売
資 本 金	3 億 2 4 4 3 万 9 2 0 0 円

2 違反事実の概要

- (1) 大阪シーリング印刷は、個人又は資本金の額が 5 0 0 0 万円以下の法人たる事業者に対し、食品製造業者等から製造を請け負う食品容器に貼付するラベル、パッケージ等（以下「ラベル等」という。）のデザインの作成を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) 大阪シーリング印刷は、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 0 月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計 2 4, 6 0 0 回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 3 6 名）。
- (3) 大阪シーリング印刷は、令和 6 年 5 月 2 0 日、下請事業者に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用に相当する額として総額 9 8 4 万円を支払っている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 0 6 - 6 9 4 1 - 2 1 7 6（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 3 3 7 4（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

(1) 大阪シーリング印刷は、次の事項を取締役による決定により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであること

イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

(2) 大阪シーリング印刷は、今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(3) 大阪シーリング印刷は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者に生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと

イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置

(4) 大阪シーリング印刷は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者に生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置

(5) 大阪シーリング印刷は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

食品製造業者等（顧客）

①食品容器に貼付するラベル等の製造を委託

④デザインの確認を依頼

⑤デザインのやり直しを依頼

大阪シーリング印刷(株)（親事業者）
（ラベル等の印刷物の製造販売）

●下請取引の内容

②ラベル等のデザインの作成を委託

③デザインを納品



●違反行為の概要

下請事業者が作成したデザインについて、**給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後、自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者36名に対し、無償で24,600回のデザインのやり直し**をさせていた。

※大阪シーリング印刷(株)は、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用に相当する額（**984万円**）を支払っている。

下請事業者（36名）
（ラベル等のデザインの作成）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役による決定により確認すること
 - ・ 本件行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請事業者に対し不当なやり直し(注)をさせないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法は、下請事業者には責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

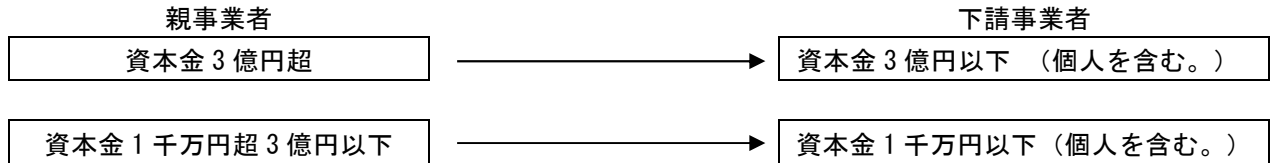
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

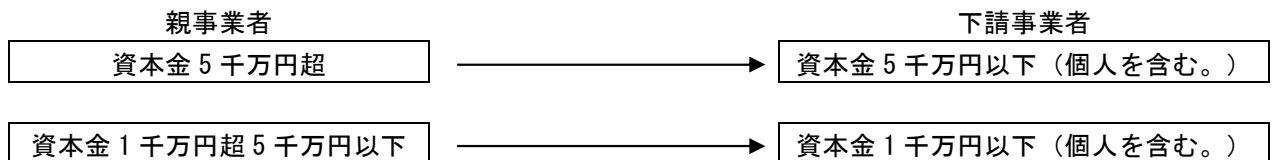
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条

1、2 （略）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出すこと及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出すことをいう。

4～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第 1 号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第 3 号及び第 4 号において同じ。）をするもの

四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、二 （略）

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 5000 万円以下の法人たる事業者であつて、前項第 3 号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第 1 号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。